第十条第一項中「決定書には」の下に「、同項各号に掲げる事項のほか」を加え、同項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同条第二項中「第四十三条第一項」を「第四十三条」に改め、「裁決書には」の下に「、同条各号に掲げる事項のほか」を加え、同項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第四号中「から第六号まで」を「第一号から第三号まで」を削る。

第十一条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第十三条第二項中「署名押印しなければ」を「記名押印しなければ」に改める。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第四十一条　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表を次のように改める。

第九十一条の二	第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条の審査請求及び第九十条第一項の再審査請求	附則第二十九条第六項の審査請求
	除く。）及び第四章	除く。）
第九十一条の三	第九十条第一項	附則第二十九条第六項
	社会保険審査官の決定	社会保険審査会の裁決

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正）

第四十二条　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第四条第一項第一号中「氏名及び住所」の下に「又は居所」を加え、同項第二号及び第三号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項に次の一号を加える。

十　法第八条第一項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

第十条中「審査請求を」を「審査請求の手続を」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第十三条第二項第三号、第四号、第七号及び第九号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第十四条の次に次の六条を加える。

（通話者等の確認）

第十四条の二　審査官は、法第十六条の二第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

（交付の求め）

第十四条の三　法第十六条の三第一項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　交付に係る法第十六条の三第一項に規定する文書（以下「対象文書」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

二　対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

三　対象文書又は対象電磁的記録について第十四条の七に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨

（交付の方法）

第十四条の四　法第十六条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。

一　対象文書の写しの交付にあつては、当該対象文書を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二　対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

三　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条第二項第三号において「情報通信技術利用法」という。）第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

（手数料の額等）

第十四条の五　法第十六条の三第四項の規定により納付しなければならない手数料（以下第十四条の七までにおいて「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法　用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二　前条第三号に掲げる交付の方法　同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によつてするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

2　手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合を除く。）

二　管轄審査官の属する都道府県労働局の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

三　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十六条の三第一項の規定による交付を求める場合において、厚生労働省令で定める方法により手数料を納付する場合

（手数料の減免）

第十四条の六　審査官は、法第十六条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第十六条の三第一項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2　手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第十六条の三第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査官に提出しなければならない。

3　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。